

平成26年11月13日

〇〇 〇〇 様

門真市課税課

固定資産税（家屋）評価計算誤りに係る還付金について（お詫び）

平素は、本市税務行政にご理解、ご協力を頂き誠にありがとうございます。

今般、〇〇 〇〇様所有の門真市△△△-□に所在する家屋の評価につきまして誤りがあり、平成〇年度から平成〇年度までの固定資産税及び都市計画税を過大に課税していたことが判明いたしました。

直ちに減額処理をいたしましたので、過徴収となっております税額につきまして、還付させていただきます。

なお、還付対象となる年度については、地方税法の時効規定では5年前までとなりますが、本市の評価誤りに起因する課税誤りでございますので、課税当初からの錯誤額全額を還付させていただきます。

還付金にかかる書類等につきましては、後日送付いたしますので、お手数ではございますが、お手続きをよろしくお願ひします。

評価誤りの原因といたしましては、4階建て以上の家屋の屋根部分にかかる評価額について、計算単位を「建床面積」とするところを「3階以上の各階の合計床面積」の過大な数値で計算を行っていたためです。

具体的には、計算床面積を示す指数をシステムにより自動付設していましたが、4階建て以上の家屋ではその指数が適正に反映されないため、評価担当者がその都度、手修正で正しい数値に入力し直す必要があったところを、一部の家屋につきまして手修正が漏れていたことと、課内での点検が不十分であったことに起因するものです。

今後は、このようなことのないよう事務執行にあたって評価計算の確認を複数で対応し、チェックリストを設けることとし、再発防止に努めてまいりますので、何卒ご容赦願えますようよろしくお願ひ申し上げます。

固定資産税及び都市計画税の錯誤額については、次のとおりとなります。

・錯誤額（還付額）〇〇〇円

このたびは、私ども課税課の不手際により、多大なご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

この件につきましてのお問い合わせは、下記のとおりです。

<問合先>

門真市総務部課税課固定資産税担当
担当) 船木、西中、清水

電話) 06-6902-1231

内線) 2263